

豊教教生第 93 号
令和 3 年 5 月 25 日

豊見城市スポーツ少年団
本部長 入稻福 尚 様

豊見城市教育委員会
教育長 照屋 堅二
< 公 印 省 略 >

新型コロナウイルスに関する緊急事態措置期間中の活動休止について

平素より、社会教育活動にご尽力賜り、感謝申し上げます。

みだしの件につきまして、国により沖縄県が緊急事態措置区域に追加され、沖縄県は、緊急事態措置に係る沖縄県対処方針を発出し、令和 3 年 5 月 23 日（日）から 6 月 20 日（日）までを緊急事態措置期間としました。

小学校における放課後スポーツ活動について、令和 3 年 4 月 12 日付け豊教教生第 17 号にて協力を依頼したところでありますが、本市においても沖縄県の方針に合わせて裏面のとおりといたしますので、貴所属団体へご指導及びご周知いただきますようお願いいたします。

豊見城市教育委員会 生涯学習振興課
TEL : 098-850-3591 FAX : 098-850-2374
E-mail : shakaitaiku-g@city.tomigusuku.lg.jp

緊急事態措置期間中の放課後スポーツ活動について

【期間について】

令和3年5月25日（火）から6月20日（日）まで

【期間中の活動や練習について】

- 原則休止とする。
- 可能な活動（練習等）については、次の要件を満たすものとする。
 - ・8月末までに開催される九州・全国大会の上位大会が予定されており、その大会の予選を兼ねた県大会や地方大会への出場のための練習と認められる場合。上位大会とは、全国各地方から選抜された出場団体による大会をいい、交流試合による大会を除く。
 - ・平日は、90分以内（準備・片付け・清掃・ミーティング等は含まない。）とする。
 - ・土日休日は、2時間以内（準備・片付け・清掃・ミーティング等は含まない。）の練習とする。
 - ・試合に出場する予定の必要最小限の人数にて練習を行うこと。
- ※緊急事態措置期間中に市内施設にて練習を行う場合は、事前に出場予定の大会の要項やガイドライン、出場選手の登録名簿を市教育委員会生涯学習振興課へご提出ください。本年度の要項等が作成されていない場合は、過年度のものなど、派遣がわかる資料をご提出ください。
- 九州・全国大会に係る地区・県予選大会等に参加した結果、県・九州・全国大会の派遣の権利を得られなかった団体については、緊急事態宣言発令中は、活動停止とする。
- 感染防止対策徹底したうえで活動を行い、感染リスクが高まる活動は行わない。特に更衣室等で3密にならないよう十分な対策を講じること。
- 団体員に対し、活動参加への強要は行わない。
- 他校や他団体との練習試合や合同練習は、行わない。
- 各種大会に参加する場合は、大会の感染防止ガイドラインに従う。
- 学校内で感染のリスクが高まったと判断される場合や、十分な感染対策が行えていないと判断される団体については、直ちに活動を停止すること。

【期間中の大会への出場について】

- 原則休止とする。
- 出場可能な大会は次の要件を満たすものとする。
 - ・上位大会が8月末までに開催される九州・全国大会であること。
 - ・九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会や、その県内大会の予選を兼ねた地方大会であること。
- ※緊急事態措置期間中に市内施設にて大会を実施する場合は、事前に大会の要項やガイドライン、出場選手の登録名簿を市教育委員会生涯学習振興課へご提出ください。本年度の要項等が作成されていない場合は、過年度のものなど、派遣がわかる資料をご提出ください。